

群馬県後期高齢者医療広域連合公表第4号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表する。

令和3年10月1日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖 義

群馬県後期高齢者医療広域連合

女性活躍推進法第21条の規定による情報の公表（令和2年度）

1 女性職員の採用割合 100%

※会計年度任用職員のみの数字。常勤職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されている職員のため採用はない。

2 採用試験の受験者の女性割合 100%

※会計年度任用職員のみの数字。常勤職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されている職員のため採用はない。

3 職員の女性割合 47%

4 継続勤務年数の男女差 なし

※職員の任期等は男女の区別なく職位等によって決まっており、差異はない。

5 離職率の男女差 該当者なし

6 約10年前に採用した職員の男女別継続任用割合 該当者なし

7 男女別の育休取得率 該当者なし

8 男性の配偶者出産休暇取得率 該当者なし（目標：100%）

9 職員1人当たりの月平均時間外勤務時間 6時間35分

10 1月あたり超過勤務時間上限超職員数 5人

※管理職及び会計年度任用職員を除く延べ人数

11 年休取得率 72.3%（目標：80%以上）

12 管理職の女性割合 80%（目標：20%以上）

※常勤職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されており、広域連合の裁量は限定されている。

13 各役職段階の女性割合

① 局長 100%

② 次長 0%

③ 課長 100%

※常勤職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されており、広域連合の裁量は限定されている。

14 中途採用の男女別実績 該当者なし

※常勤職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町村から派遣されており、中途採用はない。